

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 河川整備計画の主旨

「常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

- ・ 治水（洪水、高潮等による災害発生防止）
- ・ 利水（河川の適正利用と流水の正常な機能の維持）
- ・ 環境（河川環境の整備と保全）

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 17 年 11 月に策定された「河川整備基本方針」に沿って河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

第2節 河川整備の基本理念

常願寺川水系河川整備計画では下記を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「暴れ川を治め、地域に恵みと学びをもたらす常願寺川」



写真 常願寺川を下流より望む

第3節 計画対象区間

流域や洪水の氾濫域、常願寺川の水の恩恵が及ぶ地域を対象エリアとして課題を抽出し、下記に示す国土交通大臣が河川管理を行っている区間を本計画の河川整備実施区間とします。

表 1.1 常願寺川水系大臣管理区間

河川名	区 間		延長(km)
	上流端	下流端	
常願寺川	富山県富山市岡田字岩谷割9番の2地先の横江えん堤	海に至るまで	21.5

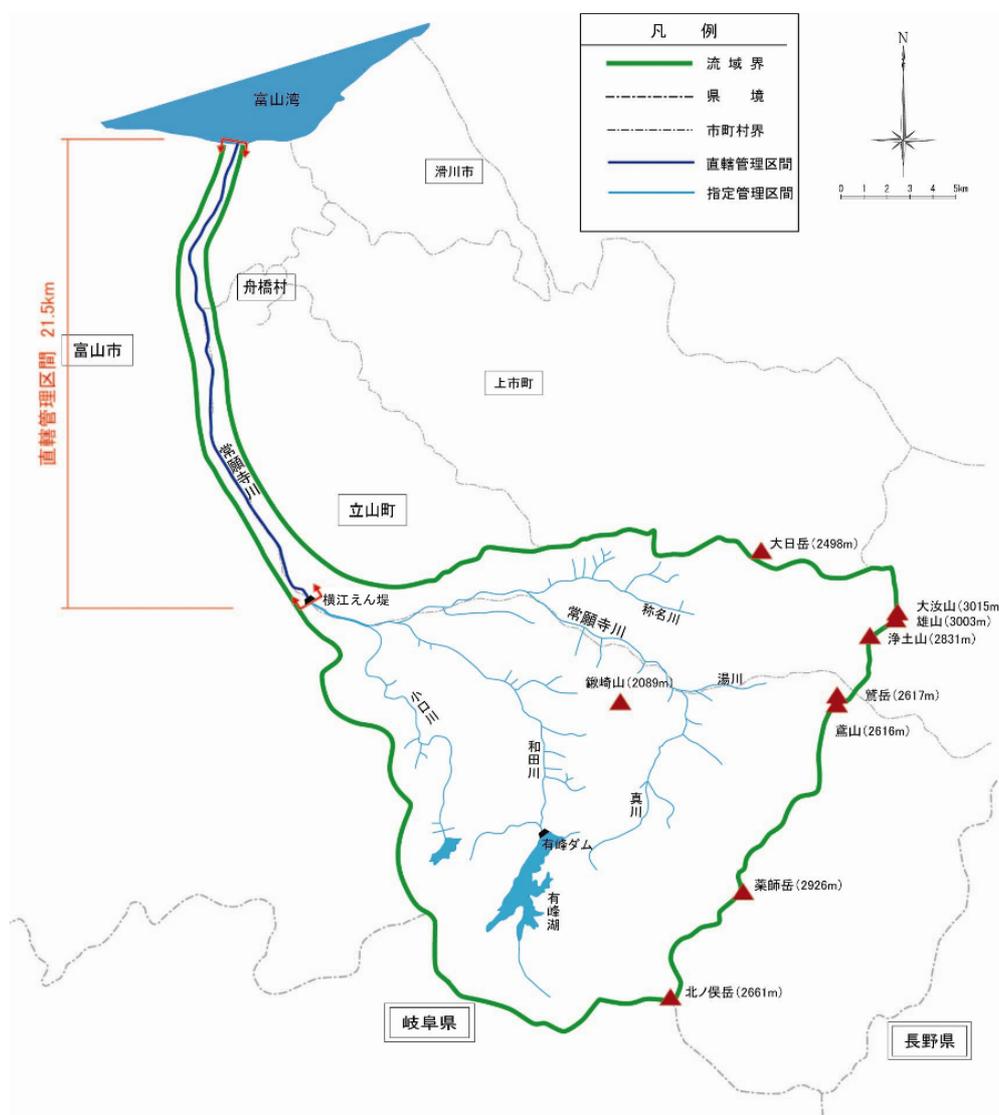


図 1.1 計画対象区間

第4節 計画対象期間

本計画は、常願寺川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は、現時点での社会経済状況、河川の状態等を前提として策定したものです。策定後、これらの状況の変化や、新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて本計画の見直しを行います。